

第 1 章 総則

- 1 節 計画の目的
- 2 節 計画の性格
- 3 節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針・想定
- 4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲
- 5 節 原子力災害を実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施
- 6 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱
- 7 節 用語の解説

1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、見附市（以下「市」という。）、新潟県（以下「県」という。）、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって見附市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

〔対象となる原子力災害〕

原子力事業者となる東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の原子炉の運転等（原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する災害。

2 節 計画の性格

1 見附市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、見附市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編（平成 24 年 9 月 6 日中央防災会議決定）、原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会策定）及び新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）（平成 24 年 8 月 29 日修正）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

さらに、新潟県内の市町村による原子力安全対策に関する研究会の検討結果である「実効性のある避難計画（暫定版）」の内容も反映している。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 見附市における他の災害対策との関係

この計画は、「見附市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「見附市地域防災計画（震災対策編、風水害等対策編）」に拠るものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

4 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民等への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

3 節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針・想定

1 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日策定）を遵守するものとする。

2 計画の基礎とするべき災害の想定

この計画の基礎とするべき災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる原子力災害を想定する。また、市は、情報収集事態・警戒事態が発生した場合又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合においても、住民の不安や動揺及び社会的影響等を鑑み、国、県、関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応する。

なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。

(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出形態は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ① 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生、又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ② 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- ③ 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ④ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していくことが必要である。

4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の区分

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において県内全域とされており、発電所の中心からの距離等に応じて以下のように区分されている。

区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応
PAZ：即時避難区域 ^{*1}	半径概ね 5km	発電所からの放射性プルーム^{*4}（以下、「プルーム」とする）放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準^{*5}（以下、「EAL」という。）による全面緊急事態等の発生後、避難指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難は、PAZ 外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね 30 k m 圏外への避難を実施する。 なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設等に屋内退避することも容認する。
UPZ：避難準備区域 ^{*2}	半径概ね 5km～30km	空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下、「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予想結果により、避難等の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径概ね 30 k m 圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

放射線量監視地域 ^{*3}	UPZ 外	UPZ の外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。また、市町村によっては、避難者の受入れを実施する。
------------------------	-------	--

^{*1}:PAZ とは、Precautionary Action Zone の略称で、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「即時避難区域」と定義づけている。

^{*2}:UPZ とは、Urgent Protective Action Planning Zone の略称で、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「避難準備区域」と定義づけている。

^{*3}:放射線量監視区域とは、新潟県内全域のことであり、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において定めたものである。

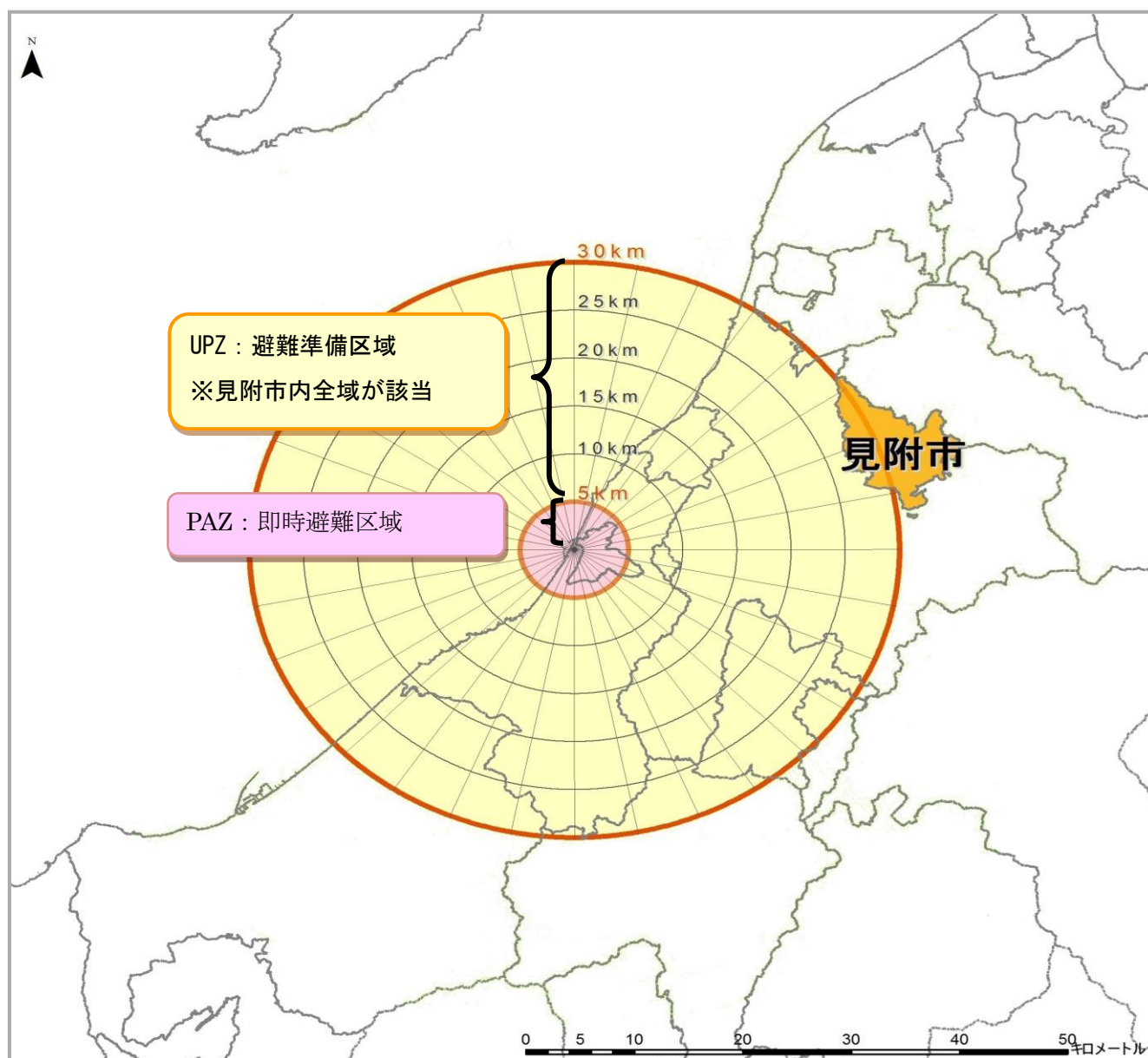
^{*4}:放射性物質が漏れると、これが大気とともに雲のように流れる状態で移動する場合があります、この放射性物質を含んだ大気を「放射性プルーム」という。

^{*5}:EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル 原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

2 見附市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

見附市における原子力災害対策を実施すべき地域は、下表のとおりとする。

区域・地域名	対象地区名
UPZ：避難準備区域*2	・市内全域



原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

5 節

原子力災害対策を実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針に基づく以下の区分のどれかに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって PAZ の範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、UPZ においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ必要な防護措置を実施することとする。

OIL と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000cpm ^{*3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β 線 : 13,000cpm ^{*4} 【1 ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	
早期防護措置	OIL 2	表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1 日内を目途に区域を指定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。

飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

*1:「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

*2:本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

*3:我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計算率を求める必要がある。

*4: *3 と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/ cm^2 相当となり、計測器の使用が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

*5:「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*6:実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

「原子力災害対策を実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施」

*7:その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。

*8:根菜、芋類を除く野菜類が対象。

*9:IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

出典：原子力災害対策指針 表3

6 節

防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、見附市地域防災計画（震災対策編）第 1 章 2 節に定める「市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

防災関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
見附市	1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること	企画調整課
	2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること	〃
	3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃
	4 安全協定に基づく現地確認及び意見交換に関すること	〃
	5 事故状況の把握及び連絡に関すること	〃
	6 市原子力警戒本部、市原子力災害対策本部及び市原子力災害現地対策本部の設置・廃止に関すること	〃
	7 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃
	8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること	〃
	9 他市町村及び関係機関への応援要請及び受入れに関すること	〃
	10 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	〃
	11 環境放射線モニタリングに関すること	〃
	12 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること	〃
	13 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	健康福祉課
	14 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること	企画調整課 農林創生課 上下水道局
	15 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	農林創生課
	16 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	〃
	17 市道の通行確保に関すること	建設課
	18 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	企画調整課
	19 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	まちづくり課
	20 防災業務関係者の被ばく管理に関すること	総務課
	21 汚染物質の除去及び除染に関すること	企画調整課
	22 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること	〃
		農林創生課

[illegible]

	23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関する事	福祉保健部 農林水産部
	24 防災業務関係者の被ばく管理に関する事	原子力安全対策課 福祉保健部
	25 汚染物質の除去及び除染に関する事	原子力安全対策課
	26 各種制限措置の解除に関する事	〃 福祉保健部 農林水産部
	27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事	原子力安全対策課
	28 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関する事	土木部
	29 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関する事	原子力安全対策課 農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ部
	30 風評被害等の軽減に関する事	農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ部
	31 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関する事	農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ部
	32 心身の健康相談に関する事	福祉保健部
	33 物価の監視に関する事	総務部
(教育庁)	34 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関する事	保健体育課
	35 児童、生徒の退避及び避難に関する事	〃
	36 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関する事	総務課
(県警察)	37 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関する事	警備第二課
	38 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における立入制限、警戒警備に関する事	〃
	39 交通規制、緊急交通路の確保に関する事	交通規制課
	40 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する事	警備第二課

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
指定地方 行政機関	関東管区警察 局	1 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助 の指導・調整に関すること 2 警察庁及び他管区警察局との連絡調整に 関すること 3 管内各県警察及び防災関係機関等からの 情報収集並びに報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること	広域調整部広 域調整第二課
	北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報 収集及び報告に関すること	企画調整室

指定地方 行政機関		2 農林産物の安全性に係る風評被害の防止に 関すること	
	東北経済産業 局	災害時における原子力災害合同対策協議会への 支援に関すること	総務企画部 総務課
	関東東北産業 保安監督部東 北支部	災害時における原子力災害合同対策協議会への 支援に関すること	電力安全課
	東京管区気象 台	気象、地象、水象に関する情報の収集及び伝達に 関すること	新潟地方気象 台観測予報課
	信越総合通信 局	災害時における非常無線通信の確保に関すること	陸上課
	新潟労働局	労働災害防止に関する指導監督に関すること	安全衛生課
	北陸地方整備 局	1 災害時における一般国道指定区間の通行確保 に関すること 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用 者に対する情報提供に関すること	防災課
	陸上自衛隊第 30及び第2普 通科連隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制 の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関 すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助 を最優先とした応急救援活動の実施に関する こと 4 緊急時モニタリングへの協力に関すること	第3科
指定公共 機関	東日本旅客鉄道 株式会社見附駅	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関 すること	新潟支社総務 部安全対策室
	日本貨物鉄道 株式会社	〃	新潟支店営業 課
	東日本電信電話 株式会社	災害時における緊急通話の確保に関すること	新潟支店設備 部災害対策室
	株式会社ドコモ CS新潟支店	〃	ネットワーク 部
	日本赤十字社	災害時における医療救護に関すること	新潟県支部事 業推進課
	日本放送協会	災害時における広報活動に関すること	放送部
	東日本高速道 路株式会社	災害時における高速自動車道の輸送路確保に関 すること	新潟管理事務 所企画調整 グループ
	東北電力ネット ワーク株式会社 長岡電力センタ ー	災害時における電力の供給の確保に関すること	お客さまサー ビス課
	日本通運株式会 社見附営業支店	災害時における緊急輸送の確保に関すること	

指定地方 公共機関	日本郵便株式会社見附郵便局	災害時における郵便業務等に関すること	総務部
	新潟交通株式会社	災害時における緊急輸送の確保に関すること	乗合バス部指導課
	越後交通株式会社栃尾営業所	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること	
	刈谷田川土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に	
	新潟運輸株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること	
	中越運送株式会社	〃	
	公益社団法人新潟県トラック協会	〃	
	株式会社新潟放送(BSN)	災害時における広報活動に関すること	報道部
	株式会社新潟総合テレビ(NST)	〃	報道制作部
	株式会社テレビ新潟放送網(Teny)	〃	報道制作局
	株式会社新潟テレビ21(UX)	〃	報道制作局
	株式会社エフエムラジオ新潟(FM新潟)	〃	放送営業部
	長岡移動電話システム株式会社(FM長岡)	〃	
	株式会社新潟日報社	〃	報道部
	社団法人新潟県医師会	災害時における医療救護に関すること	事務局
その他の 公共機関	全国農業協同組合連合会新潟県本部	災害情報及び各種措置の伝達に関すること	総務部
	J A えちご中越 中越よつば森林組合 新潟県農業共済組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること	
	見附商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底	

		に關すること 2 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あ っせんに關すること	
	社会福祉法人 見附市社会福 祉協議会	1 災害情報及び各種措置に關すること 2 ボランティアの斡旋及び調整に關すること	
	一般建設業者	災害時における応急復旧の協力に關すること	
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に關すること	
	医師会	災害時における医療救護に關すること	
	一般病院・医院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保 に關すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に關する こと	

※見附市関係以外は新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）からの抜粋

原子力事業者の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
東京電力ホールディングス株式会社	1 原子力施設の防災管理に關すること 2 従業員等に対する教育、訓練に關すること 3 関係機関に対する情報の提供に關すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に關すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に關すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に關すること 7 防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に關すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に關すること 9 汚染物質の除去等に關すること	安全総括部防 災安全グループ

7 節 用語の解説

この計画における主な用語は次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
避難退域時検査（スクリーニング）	放射性物質が放出された後のOILに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
モニタリングポスト	放射線の連続モニタを備えた測定設備のこと。 （据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）
放射性物質の大気中拡散計算結果	緊急時モニタリングにより測定された放射線の数値から、原子力発電所周辺地域への放射性物質の拡散状況を取りまとめたもの。UPZ等における防護対策決定の参考情報として活用する。
放射性プルーム	原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団
屋内退避	自宅などに待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。
情報収集事態	国の原子力災害対策マニュアルに定められる原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震が発生した場合のこと。
警戒事態	現時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常気象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要配慮者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。 この段階において、県は原子力災害警戒本部を設置する。
施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。
原災法第10条通報	原災法第10条に規定する事象（原災法施行規則第4条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 （例） ①原子力事業所の境界付近で5μSv/h以上の場合の放射線量が検出され

	る状況、②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で5μSv/h相当の放射性物質が検出される状況、③実用発電用原子炉の運転を制御棒の挿入により停止することができない状況。 (通報先) 官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察、PAZ市村・警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官＋安全協定県内全市町村
原災法第15条通報	原災法第15条に規定する事象（原災法施行規則第6条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 (例) ①原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、5μSv/h以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分以上継続して検出、②管理区域以外の場所において500μSv/hを検出、③臨界事故の発生。 (通報先) 内閣総理大臣、県＋安全協定県内全市町村
安全協定	原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。 (県内の事例) ○新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和58年10月28日締結） ○28市町村（立地市村を除く）・東京電力（平成25年1月9日締結）
EAL	Emergency Action Level：緊急時活動レベル 原子力災害対策指針では、事故が発生後、迅速に住民等の防護措置の実施を判断するため、原子力発電所等の施設の状況を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」の3段階の区分に分けている。緊急時活動レベル（EAL）は、事故が発生した際に発電所の状態がこれら3つの事態のどの段階に該当するかを判断するためのレベルである。 緊急時活動レベルは（EAL）は、原子力災害対策指針に記載された目安に基づき、各原子力事業者において発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALを設定した上で、「原子力事業者防災業務計画」に規定することとされている。
OIL	Operational Intervention Level：運用上の介入レベル 運用上の介入レベル（OIL）は、放射性物質放出後に迅速に防護措置を実施するため、緊急時環境放射線モニタリング等から得られる測定値等に基づいて防護措置の実施を判断する基準である。OILの具体的基準は、原子力災害対策指針に定められている。
原子力災害対策指針	原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定する地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策にかかる計画を策定する際や当該対策を実施する際において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。
要配慮者	高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配

	慮を要する者をいう。（災害対策基本法第8条第2項第15号関係）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（災害対策基本法第49条の10関係）
避難経由所	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難所への情報提供等の機能を有する施設。
緊急時応急対策	原災法第26条第1項1号から8号に示される事項で原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。 （緊急事態応急対策の例：放射線量の測定、被災者の救難、交通の規制、緊急輸送の確保、放射性物質による汚染の除去等）

(空白)